

## 警察による少年非行への対応方策とその特質

—戦後から1954年の警察法改正前までの少年警察活動に着目して—

\*坂野愛実

はじめに

1. 少年警察の役割と活動範囲
    - (1) 少年警察活動の法的枠組みと限界
    - (2) 少年警察の役割と活動内容
  2. 警察が捉える少年非行の原因
    - (1) 家庭の原因
    - (2) 学校の原因
    - (3) 社会の原因
  3. 少年警察活動における少年非行への対応方策
    - (1) 少年警察が捉える少年と「問題児」の特性
    - (2) 少年非行対応にあたっての配慮の様相
- おわりに

### はじめに

警察には、少年警察活動規則（2002年国家公安委員会規則第20号）第1条に「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動」と規定される少年警察活動がある。本活動では、「学校、家庭裁判所、児童相談所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体との連携」が「適切な役割分担」のもと、求められている（第5条）。これは、少年警察活動に、「街頭補導」（第7条）や「少年相談」（第8条）、「少年の規範意識の向上等に資する活動」（第9条）など、他機関の領域に関わる内容が含まれているからである。また、警察の方針としても「犯罪が起きにくい社会づくり」のため、「問題を抱え非行に走るおそれのある少年に積極的に手を差し伸べ、警察職員の訪問・連絡や少年の社会奉仕活動・体験活動等の機会の確保等により立ち直りを支援するとともに、少年の規範意識の向上や社会との絆の構築を目指し、少年を見守る社会気運を醸成するなど、『非行

少年を生まない社会づくり』を推進」とされ<sup>1</sup>、実際に、非行少年などへ積極的に連絡を取り、就学・就労支援、農業体験、清掃活動など各種体験活動への参加を促す「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」<sup>2</sup>が行われている。この警察の行政作用は、治安維持を目的としながらも、少年に寄り添う姿勢を体現しており、少年の成長発達を保障しうるものと考えられる。

しかし、他機関の領域にまで活動範囲を拡げる少年警察活動の拡大志向性に対しては、Ⅰ警察中心の対策による効果への疑問、Ⅱ少年の人権に抵触する危険性の増大、Ⅲ立法の必要性、が指摘され<sup>3</sup>、また、少年警察活動が肥大化し、他機関の相互協力でも優位性を獲得している節があることも示されている<sup>4</sup>。つまり、拡大志向性は、真に非行少年の特性やニーズに対応する方策とみなしうるものであるのか、また、警察権限の行使に対する謙抑性と当該少年らの人権を保障するための枠組みはいかに整えられているのか、を確認する必要がある。ただし、少年警察活動の拡大志向性は、戦後直後から見られ、1954年の警察法改正前までの時期には、原因調査から環境調整まで行わなければ意味をなさないという少年非行の特異性と少年処遇機関の未整備状態により活動範囲を拡大せざるをえなかった

\* 名古屋大学大学院学生

との指摘<sup>5</sup>および少年警察関係者による認識が確認されている<sup>6</sup>。また、謙抑性に関しては、1980年代の少年警察が他機関の非行防止機能の不十分さを理由に積極的に活動に乗り出したことと比べ、1950年代は一定の謙抑性があったとされている<sup>7</sup>。しかし、少年警察活動の分野は戦後から1980年代まで「ほとんど変化していない」との指摘もあり<sup>8</sup>、実務資料から少年警察関係者の謙抑性に対する認識を確認する必要がある。さらに、当時の少年警察が対応にあたりいかに少年へ配慮していたのか、その様相を整理した研究は管見の限り見当たらない。

以上より、本稿では、次の手順で、戦後から1954年の警察法全面改正に至る前までの時期に少年警察が考えていた少年非行<sup>9</sup>への対応方策を明らかにし、その特質を考察する。本時期の警察は自治体警察と国家地方警察に分かれていたため、自治体警察に関しては、館野覚治国家地方警察大阪警察管区本部刑事部長が「積極的活動をなし、相当の実効を挙げている。」<sup>10</sup>と評価する東京警視庁（以下、警視庁）に焦点を当てる。また、警察庁刑事部防犯課の林康平は、本時期を1952年4月5日発出の国家地方警察本部次長通達「少年警察の推進について」（以下、1952年通達）をもって自治体警察に代表される発足期と国家地方警察に代表される深化期とに区分する<sup>11</sup>。本稿もこれに従い、発足期には警視庁、深化期には国家地方警察に着目する。そして、実務資料を中心に、まず、第1章では、少年警察の役割と活動範囲を概観し、第2章では、少年警察が捉えていた少年非行の要因を整理しながら拡大志向性の背景を確認する。最後に、第3章では、少年警察が認識していた少年の特性と配慮の内容を明らかにする。なお、旧漢字は適宜当用漢字に改めた。

## 1. 少年警察の役割と活動範囲

### (1) 少年警察活動の法的枠組みと限界

1947年から1949年にかけて少年警察に係る法律が相次いで制定され<sup>12</sup>、少年の健全育成を理念とする児童福祉法と少年法について林は、「従来大方の見方によれば、少年警察の発足は、この新少年法と、児童福祉法の施行によって可能となったものであり、少年警察の法的基礎は、これら両法にあるかのように云われていたように思われる。」<sup>13</sup>と説明する。しかし、法文上、児童福祉法には警察に関する規定はなく、少年法に定められる活動も、児童相談所への通告(第6条)、家庭裁判所が行う調査と観察のための援助(第16条)、家庭裁判所による決定の執行(第26条)など、極めて限定されたものである。一方、同時期において武藤勇警視庁保安少

年部少年第一課少年係長は、この司法作用の他に「行政作用として不良行為少年の補導、及び各種団体と連繋して不良化防止の積極的方面的促進又は宣伝」を少年係の任務とする<sup>14</sup>。そして、宮崎清文警察大学校教授は、法律に規定される司法作用を「消極的な限界」<sup>15</sup>とする一方、行政作用は、警察法第2条第2項第1号「公共の秩序の維持」と第3号「犯罪の予防及び鎮圧」が「その根拠と見做されよう。」と指摘する<sup>16</sup>。第3号については、加藤陽三国家地方警察本部総務部長監修の『全訂警察法逐条解説』（新警察社、1952年）においても、「犯罪の予防には（中略）犯罪を行わんとする者の意思を失わせて犯罪の発生を未然に防ぐというような直接的なものと、青少年の補導によつてその不良化を防ぎ、従つて犯罪の発生を予防するというようなものと広い範囲の仕事も含まれる。（中略）犯罪の予防及び鎮圧も、第一条の規定の中においては公安の維持の概念に属する」（31-32頁）と、公安維持を目的とする広い範囲での警察の任務に青少年の補導を位置づけている。

一方、岡咲恕一法制意見第一局長は、「警察の防犯活動の範囲について」（1950年5月31日・栃木県大田原町警察長への回答）のなかで、警察法第2条第2項第3号「犯罪の予防」に対し、「注意すべきは、防犯に名を借りて、不当に他の行政機関の政策に干渉」することと「罪を犯す虞がある者の行動をみだりに監視し、その者の人権を侵害するような結果となつてはならないということ」の2点を少年警察活動における注意点として指摘している。そして、本回答を踏まえ、宮崎は、「積極的な限界」として「招致補導、継続補導のように、実質的な少年処遇の一環をなすものは、他の行政機関の政策に干渉しその権限を侵害するかどうかという処に限界が置かれる」とする<sup>17</sup>。

次節では、この「積極的な限界」が実務上どのように取り扱われているのかを概観する。

### (2) 少年警察の役割と活動内容

まず、発足期の少年警察活動を見ていく。1946年9月30日に発出された内務省警保局長通知「少年に対する防犯機構の整備について」（以下、1946年通知）は、「克く少年の特性を理解し、「不良化防止と犯罪の防遏に実効」を挙げるため、組織体制の整備を指示するとともに、少年課（係）の所管事項として「(一)少年犯罪（概ね二十未満の男女）の捜査並びに検挙、送致」「(二)少年を対象とした防犯活動の企画、指導、実施」「(三)少年犯罪の統計、情報」「(四)教化団体、保護機関等との連絡、協力」「(五)学校、家庭、職場

との連絡」「(六)少年防犯の為一般の警告、注意喚起」「(七)浮浪児、戦災孤児等の救護協力」「(八)少年の虐待、酷使に関する犯罪」「(九)被誘拐者、家出人等の捜査」「(十)少年不良化防止に関する相談」を示している。ここでは、捜査・検挙・送致(一)(八)(九)の他に、少年処遇に係る活動(二)(六)(十)、関係機関との連携(四)(五)(七)、情報収集(三)も求めている。そして、本通知に基づき、同年11月20日に警視庁は、刑事部に青少年課を新設し、1948年2月10日には、自治体警察として発足するにあたり青少年課を新設の保安少年部に移属し、少年第一課と少年第二課を設置した<sup>18</sup>。このように警視庁で少年に対応する部署が整備されるなか、1948年12月に警視庁保安少年部少年第二課（以下、少年第二課）より『少年の補導』（以下、1948年資料）が発行された。本書で、古屋亨保安少年部長は、「少年の為の警察は、その性格は防犯警察であり、(中略)少年の人格を見つめて、それを善き市民に導く為に、検挙も、補導も行はれるのであり、これは一連の作用であつて、検挙の前にも、後にも、補導があり、(中略)そこに一貫した『少年の為に』深い厳正な愛情がなければならぬ。かようにして、少年の福祉と、少年の犯罪を総合した立場で捉える少年警察が考えられる。」(1-2頁)と、1)防犯警察、2)福祉と犯罪を総合した立場で捉える、という少年警察の性格と検挙前後の補導をもって少年を「善き市民に導く」という活動内容を示している。また、本趣旨を踏まえ、富田朝彦少年第二課長は、当面の重点課題を4点、挙げている。1点目は、実効性のある防犯対策を講ずるため、少年の生活実態を把握すること(10頁)。2点目は、「不良行為の早期発見による矯正補導」の強化で、街頭補導と相談活動の重要性と招致・継続補導の必要性を指摘する(11-15頁)。3点目は、「社会環境の浄化整備」で、啓蒙活動、他機関と連携した更生、少年に害を与える環境の取締、「少年達の自律自活の能力を活かすための地域文化運動への助成、施設設備の整備を内容とする(16-22頁)。4点目は、防犯対策として浮浪児救護と家出少年の早期発見を重視する(22-23頁)。ここでは、1946年通知の枠組みを引継ぎながら、補導を中心とした積極的な対応が目指されている。さらに、1951年11月に山本鎮彦警視庁交通第一課長が『少年警察の常識』（立花書房、以下、1951年資料）を執筆している<sup>19</sup>。山本交通第一課長は、少年法、児童福祉法、犯罪者予防更生法の3法の「立法精神なり、手続なりを理解すれば、自ずから少年警察の特色が判明してくる」とし、「少年被疑者を逮捕し、送致する手続、手段、方法等に誤りはなくとも、少年警察と

しての独自の分野を開拓することはできない(中略)積極的な犯罪者の保護更生の立場を貫ぬいてゆくと、一歩進めて、犯罪に陥入りそうな少年を事前に指導できないか、(中略)更にもつと大きな立場から少年の健全な環境を形成できないであろうか、という点に考え及」び、この点に「少年警察の独自の面がある」とするが、「この場合、社会教育行政の部門或いは児童福祉行政の分野と競合するようなことが生ずることもある。」(148-149頁)と、少年警察の独自性を追求するなかで、他領域の活動と競合するような積極的な活動を想定している。また、発足期にも国家地方警察本部より1949年10月10日に「少年警察の強化について」(以下、1949年通達)が出されているが<sup>20</sup>、「(1)少年指導の関係機関との連絡調整」、「(2)個々の問題少年(中略)に対する適切な措置」、「(3)少年の環境浄化に関する措置」、「(4)健全明朗な環境の育成」、「(5)社会に対する啓蒙指導」と、1946年通知と活動の枠組みは同じである。

次に、深化期の少年警察活動を確認する。1952年通達は、「少年の不良化防止のための警察の積極的活動を強く要望」する国民の声を指摘し<sup>21</sup>、少年警察は、「先ず事犯の原因調査に際して、これを多角的に又的確に把握して、以て事件処理の適正を期し得るよう努めるとともに、更に進んでは、少年を犯罪に誘う一般的原因の除去に努め、健全な少年をも犯罪より保護することが必要」とする。本通達の活動内容は、1949年通達と枠組みを同じくするが、「少年事件の適切な処理」に係る少年への指導措置では、関係者からの相談に対し「できる限りの協力を与える等、その再犯防止に努める」と、再犯防止への尽力が示されている。そして、1954年6月に館野刑事部長が『問題少年—犯罪と補導—』（警察新報社、以下、1954年資料）を著し、「従来少年の不良化防止のための補導は、主として学校、教化団体、少年保護矯正機関等が取扱い、警察は直接的には関係しなかつた」が、「国民は少年警察の積極的活動を要望しているのみならず、少年犯罪が全刑法犯の二五%も占めている今日の実状」を踏まえ、「少年犯罪の検挙という取締主義より少年不良化防止という補導主義へ大きく転換移行しなければならぬ」(219頁)と、方針転換の必要性を示している。

以上より、少年警察活動は、警視庁と国家地方警察ともに「積極的な限界」の範囲でその内容が考えられていた。さらに、警視庁の関係者からは、他機関の領域と競合するような内容も想定され、また、国家地方警察関係者からも取締主義から補導主義へと方針を転換する必要性が示されていた。しかし一方で、田中栄一警

視総監は、1948年資料のなかで「警察は社会道徳の指導者ではない。又彼等を更生させて職業まで斡旋する専門家でもない。其は自ら他の分野に任せるべきで警察としては飽くまで、出る悪の芽を刈り取ると共に、芽の出る原因を探求して、抜本塞源的な対策樹立の援助者たるべきである。」(6頁)とし、また、国家地方警察本部防犯課の国島文彦も「法律に根拠のないことには手を出すべきではないとするのが通例である。」<sup>22</sup>と、「消極的な範囲」で活動を捉える立場もあり、ここには一定の謙抑性があると言える。ただし、前述の通り、実務上は拡大志向性があり、富田少年第二課長は、1948年資料のなかで「S警察官」が「審判所から帰された少年達」の家庭に「足しげく立寄り(中略)三人の虚勢を打破り、反抗を融かし、子供の中へ入つてその心を少しづつ掴んで行つた。(中略)そして日記をつけることをすすめて毎日の生活を綴らせた。(中略)この上は、少年に自分で生活する力と悦を与え、生活を確立することだと思つた。管内の有志、製パン会社々長A氏に托した。」ことを「正しい生活をして勤労の悦を有志を得てこれに托し得たのは、S警察官とA氏の美しい結合である。又S警察官の日記指導、A氏の不幸な少年達の取扱も適切であつた。」(12-14頁)と評価している。これは、田中総監の指摘する活動範囲を超えるものである。さらに、国島からは、「現在の少年警察は運営上の一つの限界にたち至つている。」ため、少年警察の司法作用だけでなく、行政作用も含んだ「警察の本質的な立場と任務を法の上に明確にするのでなければ、今後の少年警察の発展は余り期待することができないであろう。」と、少年警察活動に係る法改正の必要性が指摘されている<sup>23</sup>。

次章では、少年警察活動が拡大志向性をもつ背景として少年警察関係者が少年非行の原因をどのように捉えていたのか、その内容を見ていく。

## 2. 警察が捉える少年非行の原因

1948年資料では、田中総監より「一概に不良少年と云つても、其の因つて来るものが生れ付の先天的悪の性質を備えているものと、其の後の生活環境に依つて悪の途に墮る者とがある。(中略)其の殆ど全部が後天的の事由に因つて不良の仲間入りをしたものと考えられる。」(3-4頁)、また、富田少年第二課長より「少年不良化の温床が、家庭、学校(又は職場)及び第三の環境という三つの要素の混乱」から来ることは「明か」で、「少年の素質よりは、環境による説が優勢にすらなりつつある。」(17頁)、さらに、少年第二課は「先天的素質乃至心身の欠陥ということを見逃すことは出

来ないであろうが(中略)環境の影響が如何に大きな原因をなして居るかは明らか」(40頁)と、非行原因を「家庭的な原因」「社会的な原因」「子供自体の原因」からまとめている。この環境を重視する警視庁の姿勢は、1950年代にも示され<sup>24</sup>、また、国家地方警察でも確認できる<sup>25</sup>。以上より、警察が捉える少年非行の原因は、家庭・学校・社会・少年自身に大別でき、少年自身の原因は、第3章で整理するため、本章では、家庭、学校、社会について見ていく。

### (1) 家庭の原因

#### ①親・家庭における愛情の欠如と貧困

1948年資料のなかで、田中総監は、「家庭内に於ける愛情、敬愛の温い感情の欠陥である。物質的に恵れない貧困な家庭からも、不良少年を出す場合も勿論あるが、貧困と云う事実よりも、より強く、純真な少年の心を蝕むものは、親の愛情の欠如と、親に対する敬愛の情の欠如であると信ずる。」(4頁)と、貧困を認識しながらも原因の核は愛情の欠如とする。これに対し、富田少年第二課長は、着目すべき点として「母の問題」を示し、「母は現在において生活の負担に苦しんでいる。」と、「貧困が少年に直接苦痛を与え、卑屈感を持たせ、情操を乾燥させ、又住宅条件等が悪く、殊に性的早熟を引き起す」と指摘した上で、「これらの貧困が母親を圧迫すると共に、貧困により不良化する少年を抱いて苦慮している。従つて家庭生活に保護の道を講ずると共に、母をして孤立した存在ではなく、少年問題について社会の母が、お互に協力して行くことの自覚を喚起することに努めねばならない。」(18頁)と、家庭への保護措置と母の社会的孤立を防ぐため、地域的連帯を求めている。少年非行の実態としても少年第二課が作成した「昭和二十二年度 青少年犯罪並不良行為者の行為と動機別表」(193頁)のなかで、全体(38486)に対する貧困に係る動機は、「貧困」(1804)・「失職」(638)・「食糧不安」(480)をあわせ、約7.6%を占めている。そして、この貧困の視点は、山本交通第一課長の「当然家庭内の少年に対する取扱、教育、躰に対して、世の保護者に注意を喚起しなければならない。然しこの問題は、単に保護者の愛情、注意だけでは解決できないところの、冷厳な社会経済状態が存することを忘れてはならない。」(1951年資料・157頁)や高柳勝二警視庁防犯部少年課長の「人身売買の事例をみてもそこには対象となつている少年少女を、財物とみなす親の無知があり貧困がある。」<sup>26</sup>と指摘されている。さらに、館野刑事部長より「子供の育成に大切な家庭が、終戦後著しく悪条件に置かれたところに、青

少年犯罪激増の第一要因があるのである。戦争中、出征、勤労働員、家族疎開等により、親子兄弟が別々に生活したり、戦災で楽しかるべき生活の根拠たる住宅や家財を焼かれたり、最愛の親を失つて孤児となり、甚だしきは街頭の浮浪児となつたり、幸に親子生き残つても、住宅払底で家が狭隘のため、子供の勉強する場所もなく、親の性生活が子供に異常な刺戟を与えたりなどして、子供を健全に育成するためには、家庭の状況そのものが、極めて不利な社会的経済状態におかれていたのである。」(1954年資料・184頁)と、国家地方警察関係者の認識としても貧困が少年非行の第一要因として示されている。

## ②親・家庭の不適切な様相

表[1]の通り、少年第二課は、「家庭的な原因」の

11項目を挙げるにとどまらず、「日常取扱いの実例」とともに「注意せねばならない」点も整理している(1948年資料・40-42頁)。また、本内容は、1950年代の警視庁および国家地方警察関係者の認識としても確認することができる<sup>27</sup>。

## (2) 学校の原因

### ①学校環境の未整備状況

関係機関の未整備状況が指摘されるなか<sup>28</sup>、警視庁では、山本交通第一課長が、学校について、「学制改革は、形式的にみて、校舎、設備、学用品等が、戦後経済状態の悪影響で頗る不完全な条件をもたらし、(中略)経費の面において、抜本的な対策」を講ずる必要性を示している(1951年資料・28頁)。さらに、高柳防犯部少年課長は、「都心には戦災前にさえなかつた規

表[1] 警視庁保安少年部少年第二課が整理する「家庭的な原因」

家庭の不和	家庭の不和はすぐ子供に反映する。(後略)
冷い家庭	(前略) 魅力のない冷たい家庭から子供は離れて行き満されない何ものかを求めて未知の世界に憧れるようになる。それが不良化の第一歩である。
親の素行の 良くない家庭	(前略) 子供は大人の鏡と云われ親の素行の良くないことは純真な白紙のような子供の心に墨をつけるようなものである。(後略)
ふしだらな家庭	投げやりのだらしない家庭は子供を悪に誘導する機会を作る。(後略)
厳格すぎる家庭	(前略) 厳格づくめでは(中略)子供の心がすく〜伸びない許りが曲りくねつた陰険なひがんだものとなり、やがて不良化の原因となる。(後略)
放任の家庭	一から十まで子供を疑つて干渉することは子供の人格を築き上げる上には是非慎まなければならぬが、だからと云つて子供の言動を盲信し、無批判に買いかぶるのも禁物である。(後略)
溺愛に墮する家庭	(前略) 祖父母の手で蝶よ花よと下にも置かず育てた子が年長じて其の習癖が抜けずどんな我儘でも通るものと思ひ上り果ては家財持出し、金銭濫費等不良化し折角の愛も子供に裏切られた例が多いのである。
偏愛に傾く家庭	(前略) 誰かの一人に特に愛が傾くと他の顧みられない子供の心は自然とひがんで反抗的な気持になり、或は孤独な気持に閉された子供心が何時とはなしに朗らかさを失ひ、満たされぬ其の心を外部に求め、よからぬ遊びに耽ると云つた例は少くない。
子供に迎合する家庭	理解と迎合は別問題である。(中略) 子供の思はしからぬ行動を見逃したり、甚だしきは子供の機嫌をとる態度はよろしくない。(中略) 情意の訓練を子供の気持に合わせるよう工夫することが理解である。
親の少年時代を 押しつける家庭	時代は進展してして居る。(中略) 無暗に今の子供の考え方を非難叱責する親を見受ける。(中略) こうして子供は益々不平と無理解とに、親から離れて手に負えぬ児となる場合があることを考えなければならぬ。
教育方針の不一致	(前略) 父は良い母は悪いといった調子では子供はその去就に迷う。(後略)

(警視庁保安少年部少年第二課『少年の補導』警視庁保安少年部少年第二課、1948年、41-42頁より引用。)

模の大きなビルが次ぎ次ぎと建設されるし、いわゆる歓楽境には、目を奪う華美なキャバレーや、料亭ができるのだが、反面、学校という設備を眺めてみると、余りにもその差の比較が甚だし、「学校環境をよくすることは、何をさしおいても急務であり、社会の責任でもある。」と、学校環境を整備する重要性を指摘している<sup>29</sup>。

## ②少年非行対応への消極的姿勢

警視庁より次の通り、学校の消極的な姿勢が指摘されている。富田少年第二課長は、子どもへの「学校の関心の薄さ」を指摘し、「教育自体の反省」および「生徒に対する監督が消極的で持物、喫煙、等の調査、或はアルバイト等の積極的な指導が欠けてはいないであらうか。(中略)米国にある訪問教師等の制度等継続補導方法と共に、関連して研究すべき課題であらう。」と、監督の不十分さを批判し、「訪問教師」などの研究に基づく、積極的な指導を求めている(1948年資料・18-19頁)。また、山本第一交通課長も「生徒の社会生活」への関心が低く、「理想からいえば、家庭訪問教師(Visiting Teacher)の存在が望ましい。」とする一方で、「警察の方から参考の意味で通報した、ちよつとした不良行為をすぐ学校の面目問題として取り上げて、生徒を退校処分にするとか、激しく叱責して子供をスポイルしてまう例がある。」(1951年資料・162頁)と、児童生徒の問題行動に対し、学校が適切な教育的働きかけをしていないことを批判している。

## ③性教育の未熟さと修身教育の欠如

まず、性教育の未熟さは、警視庁より指摘されている。少年第二課は、「性問題」を「人類や国境を超越した重要問題」とし、「我国ではこれに触れることは何んだか不純なもののようにさえ考えられ、そのため幾多問題を惹起し、あたら青春の誇を傷けていることはまことに憂慮に堪えない」と、「世の指導者」に対し、「深く思いを致さなければならぬ」と指摘する(1948年資料・133-134頁)。さらに、山本交通第一課長は、「性関係問題少年」の低年齢層の漸増を踏まえ<sup>30</sup>、「性教育をタヴァーとして、敢て手をつけないし、又実施しても、恐ろしく時代感覚に欠けている」(1951年資料・184頁)と、学校の性教育の未熟さを指摘し、「生理学的な面からする性教育を早期から段階的に実施すると共に(中略)社会学的な方面からも、各種悪環境を乗り切つてゆけるだけの男女間の諸問題について多角的な教育を与えること」(同資料・196頁)を求めている<sup>31</sup>。

次に、修身教育の欠如について見ていく。非行原因

の一つに規範意識の低下が示されるなか、警視庁関係者からは、「学校教育において、往時の修身教育がなくなつたことが、少年の徳性の涵養をなおざりにし、社会悪に容易に馴染む素地を作つてしまつたといわれるが、(中略)十分反省すべき問題であらう。」(1951年資料・159-160頁)や津久井萬太郎少年第二課長より「少年の不良化防止について警察の出来ることは、また出来る範囲は結局、社会への啓蒙宣伝、(中略)或は学校で修身教育をやるのが適当だと云うことを勧告する。そういうこと以外にない。」<sup>32</sup>と指摘されている。さらに、国家地方警察関係者からも「少年の不良化犯罪化激増の原因として、学校教育の不徹底が挙げられるのも、謂なしとしない。(中略)昔は一応修身教育があつて、社会人乃至国民としての倫理観が植えつけられたが、今日は少年の徳性を養うものとしては、社会科の科目があるだけであり、(中略)社会生活上の実践倫理としての力、即ち社会人、乃至国民としての躰が、身につけられていないようである。」(1954年資料・199頁)との認識が示されている。

## ④教職員の政治的活動

教職員の政治的活動への批判は、国家地方警察関係者から指摘されるものであり、「今日教員組合の組織が全国的にできて、低きにすぎるその待遇改善のために、活発な活動することは、勿論結構なことであるが、(中略)政治的活動に狂奔するようなことは、その目的を越脱した行き過ぎ行為と申さねばならない。(中略)教員のストやこの種の運動が、どんな影響を児童や生徒に与えるかを、もう少し慎重且つ真剣に考えてみる必要がある。」(1954年資料・198頁)とされる。本指摘に対しては、当時、警察官による教員の思想・行動調査が全国各地で行われ、そこには警察官が有する国家至上主義と反共精神の意識があることが示されている<sup>33</sup>。つまり、児童生徒への悪影響を理由とする教職員の政治活動批判には、教職員個人の思想信条の自由を侵害し、警察の政治的中立性にも反すること、さらに、教職員の行動統制を通して、児童生徒の考えや行動をも縛る可能性が指摘できる。

## (3) 社会の原因

### ①道義の頹廃と人権・自由主義思想の行き過ぎ

少年第二課より「終戦後の社会混乱と共に、世人の多くは私利私欲に没頭し、これが自然の成行として道義は頹廃し、自利のためには手段を選ばざる世相となつた。」(1948年資料・43頁)と「社会的な原因」の一つに「道義の頹廃」が挙げられている。さらに、津久

井少年第二課長は、「我儘や享楽思想がびまんした」理由に「道義心の頹廃」だけでなく、「人権、自由平等思想等の行き過ぎ」を挙げている<sup>34</sup>。この「人権、自由平等思想等の行き過ぎ」は、国家地方警察でも「民主的思想の越脱」として「急激なる民主思想の流入は、半知半解の徒を生み、徒らに権利の主張に強く、自由奔放に流れ、責任感と義務心とに欠け、法律や道徳を軽視し、いたるところに放縦無秩序の面を現出した。」（1954年資料・60頁）と指摘されている。

### ②戦争による教育的空白と社会経済状態の貧困化

山本交通第一課長は、少年非行増加の「原因の最大公約数は、戦時中の、戦争目的以外の総てを犠牲にしたやり方……父が長い間応召して子供の監督が行届かなくなつたというようなありふれた事実から、学徒勤労働員、学童疎開の如き教育の無視まで。（中略）それに続く敗戦後の社会経済状態の一般的な貧困と、激しい動揺、これまでの権威と社会、政治、経済万般の中心核の解体であり、これらは、少年にとつて、正に精神上思想上の虚無的解放に外ならず」（1951年資料・31-32頁）と、戦争が家庭や学校での教育的空白を生じさせ、さらに、社会経済状態を貧困化させたことで、少年非行が増加したと指摘する。

### ③頹廃的な利益追求一本の社会環境

1948年資料のなかで、富田少年第二課長は「少年達をとりまいている盛場、（中略）その発生存続は社会的に必然性があるにしても。少年達には強力且つ持続的な刺戟を豊富に供給し、決して好ましくないものが多い。」（19頁）とし、少年第二課も「社会的な原因」の一つに「映画、ダンス、出版物等の影響」をあげ、「刺戟的な出版物や映画演劇等が模倣性の強い敏感な青少年に及ぼす影響は多言を要しない。」（43頁）と指摘する。そして、1951年資料のなかで、山本交通第一課長は、「エロ・グロ頹廃的な利益追求一本の社会環境とは少年を激しくゆさぶつて、問題児の温床を形成している」（32頁）とした上で、「時代風潮に迎合する利潤追求以外何ものもない享楽本位の出版物、各種興業、風俗営業の責任者は、これらの影響が、少年達にどう作用するかについて殆ど耳を傾けない実情」（184頁）があると、利潤追求のみを目的とする責任者の姿勢を批判している。さらに、国家地方警察関係者からは「出版物等に対する検閲制度の廃止は、エログロ的卑俗出版物の濫発となり、映画演劇も著しく性的露出化した。」と、「映画出版物の卑俗化」が「青少年犯罪を激発せしめた要因」の一つに挙げられ、出版物など

への検閲が求められている（1954年資料・60頁）。

### ④職場の少年に対する理解不足と職業補導の不十分さ

1948年資料では、田中総監より、戦災孤児が「握り飯をせがむ現状に、「こうした働かないでも飯にありつくと云う安易な考え方を持つている不良少年に対しては（中略）徹底的に働かなくては食えないのだと云う反省を起させることが必要である。」と、年少労働を容認し、福祉的・教育的支援への視点を欠く一方で、「彼等に対して温い気持を以つて、又、理解ある態度で働かしてくれる職場が必要と思う。明るい気持を持つて働かす道を与えることは少年犯罪防止の一要諦と思う。職業の補導と斡旋を充分に其の適応性を調査して行くべきである。」（4-5頁）と、職場における少年への理解と職業補導・斡旋での適応性調査の重要性を指摘している。この点は、少年第二課でも「社会的な原因」の一つに「職場の青少年取扱の欠陥」が挙げられ、「職場に働く少年は動もすれば大人と同様の観念を以て取扱われ教育的考慮の拂はれない場合が多い。随つて職場での心ない大人の言動より悪い影響を受けた事例は尠くない。模倣性強く思慮の浅い青少年の取扱いについては職場に於ても充分に教育的考慮を拂うことが必要である。」（43頁）とされている。

### ⑤関係機関の未整備状況

少年非行防止における関係機関との連携の重要性は、警察の組織の方針として確認され<sup>35</sup>、また、少年警察関係者の認識としても示されている<sup>36</sup>。しかし一方で、警視庁関係者からは、1948年資料のなかで、次の通り、関係機関の未整備状況が指摘されている。田中総監の「今日痛感することは、警察が切角狩込みをやつて収容所に送つても、収容所の設備狭隘、不適当、待遇不良、補導の不親切等の為に直ぐ逃げ帰る事である。予算不足、職員の手不足等で已むを得ない事と思う」（5頁）や古屋保安少年部長の「少年問題の原因が、対策が、色々の角度から論じられ乍ら、予算は、施設は、組織は、人はと考へつめて来ると、少年にとつては未だ恐い空白時代ではなからうか。」（1頁）、また、富田少年第二課長の「官といわず民といわずあらゆる機関が渾身の努力を傾けて、豊富な予算の基礎の上に立つて解決に当るのでなければならぬ。然し現状はどうであろうか、目前の食料問題、インフレ問題の下積となつて塵を拂はれないのが少年問題ではなからうか」（8頁）である。

### ⑥遊び場と緑の不足

1948年資料のなかで、富田少年第二課長は、「少年の生命に相応しい生活を開いてやる」ことも警察の「大きな責務」であるとし(20頁)、少年が「殊に戦争を通じて自分丈でも生き抜く力を自覚して来ているのであるから、(中略)これらの力を組織して少年に自分達の生活を与える」必要性を指摘する(20-21頁)。そのなかでは、「美しく楽しいものを、大手を振つて、然も経済的負担も少く利用出来る様に配慮すべきである。(中略)都会には『太陽のない街』とも言われたスラム街がある。そこには子供の多い家庭が密集するけれど、緑蔭も広場も不思議な程ない。(中略)こうした処に先づ児童の遊び場、児童会館等がつくられなければならない。」(21-22頁)と、経済的負担を考慮しながら、「美しく楽しいもの」を少年たちが「大手を振つて」、利用できるような環境整備を求めている。ここでの「美しく」は「緑蔭」とあるように自然を、「楽しい」は「遊び場、児童会館等」の少年が安心して遊べる場所を指すものと考えられる。また、自然に関しては、少年第二課が「焼跡に咲いた一輪の花、それを心から愛づる気持こそ、荒みがちな子供達にどれ程潤いを持たせるであらう。文化の薫り豊かな情操を培うのもこうした手近なところに見出し得る」とし、校庭に花壇を設置することと「植樹による街の緑化運動」を地域的活動として促している(123頁)。そして、高柳防犯部少年課長は、遊び場が無い環境を批判した上で、「性急にそれを望むことはできないかも知れない。然しながら少年問題に携わる各種の行政機関や、施設、団体は、(中略)少年を幸福に育成するという一つの目標に向つて、相互に協調し、少年を幸福に伸すための児童憲章を、一篇の作文に終らせないよう、最大の努力をすることが必要である。」<sup>37</sup>と、児童憲章理念の実現を求めている。また、少年第二課も「青少年には健全な遊び場を与えたい。」(57頁)とし、児童の実態調査<sup>38</sup>の「4 今の世の中は」で「つまらない」(男子49%・女子53%)が半数を占める状況に対し、「食糧も運動も遊びも書物も総て不自由している等から総合的、唯『何んとなくつまらぬ』程度だとは思ふが痛々しい。(中略)再建日本の子供は大いに精神的にも物質的にも『たのしい』世の中において正しく直く伸ばしてやらねばならぬ大人の心構を欲する。」と指摘している(1948年資料・62-63頁)。この遊び場の重要性は、国家地方警察関係者も示しており、1954年資料では、「優良な雑誌や書物の出版、善良な紙芝居や映画演劇の上演等を奨励し、或は孤児や浮浪児の保護施設、遊戯場や運動場、公園や遊園地、博物館や公民館、図書館や巡回文

庫、性病予防や職業補導の施設等を完備し、少年の品性の陶冶と体位の向上に資し、(中略)少年不良化防止の対策を講ぜねばならない」が、「従来、こうした方面への配慮が欠けていた」(207-208頁)と、児童憲章の理念(七・八・九・十・十一)を示しながら「運動場や遊戯場等健全な娯楽施設が、図書館や巡回文庫の如き勉強施設と同じように、健全な身心の育成上、大変大切なことなのである。」(210頁)とする。

## 3. 少年警察活動における少年非行への対応方策

「克く少年の特性を理解して、不良化防止と犯罪の防遏に実効を挙げるよう格段の配慮を煩わしたい。」と、1946年通知が指摘する点は、少年警察の活動方針として常に示されている<sup>39</sup>が、その特性の内容は明らかにされていない。そこで、本章では、少年の特性とそれに対する配慮が少年警察活動のなかで、いかに考えられていたのかを見ていく。

### (1) 少年警察が捉える少年と「問題児」の特性

警視庁では、次の通り、少年の特性を示している。武藤少年第一課少年係長は、「少年は精神の發育未熟、智慮浅薄で自制心に乏しい、その結果つひ欲に眼が眩み手を長くする。(中略)また少年は社会の知識経験に乏しいので外部の誘惑に罹り易い。そして模倣性が強く、善いこと悪いことを真似たがるが、多くは悪い方に引かれることが通有性である。」<sup>40</sup>と、①精神の未熟性、②智慮浅薄、③自制心に乏しい、④社会の知識経験に乏しい、⑤模倣性が強い、を指摘している。そして、本指摘は、1948年資料のなかで、富田少年第二課長が示す「当面の少年の姿への一つの見方」(9頁)でも一部示されている。①は「少年はそれ丈に弱い抵抗(自我の未確立)を示す丈で、社会の清澄な空気も混濁した空気をも吸い、敏感に反映する。」、②③⑤は、「少年は光明とか自分より強い力とかを求めて、常に足早に前屈みに歩いている一躰づき易いし、悪の力え吸引され易い。」「少年は成人の社会に背伸びして追付こうとしている。」である。しかし、④に対しては、「少年は戦争時の経験を通して自活力の自信と自己を表現する力を自覚している。」「少年は相互に影響し合い、団結する傾向をもつが、その団結を貫くものは善くも悪くも成人社会の団結を貫くものと変わつてはいない。」と、少年の社会経験を積極的に受け止め、また、大人の性質と変わらないとする。さらに、「少年は頼り切れない形式づくの、そして冷徹な仕方であらざる愛情の臭みには敏感である。裏切られることが一番の苦痛



である。」ことも加え、少年について「心理学、生理学、教育学等の立場から専門的研究が加えられ、又経験的に把握されているが、現在乏しいものは、社会学的な立場からの研究、又諸種の統計を操作しての探究で、それが今後大に期待される。」と、学問的研究の深化とそれに基づく理解を求めている。また、少年第二課でも非行原因の根底に「自然の心理的な動き」があるとし、「大人には理解に苦しむような、或いはくだらないと思われることでも、それは子供や青年にとつては、自然の要求として、重要な意味を持つて居ることも考えなければならない。青少年を教育し補導するにはどうしても、彼等の心理をよく理解しなければ真の効果をあげることはできない。」(50頁)と、「子供の心理」(「好奇心が強い」「活動的である」「模倣性が強い」「空想的である」「開放的である」「破壊性がある」「残忍性に富む」の7点)と「青春期の心理」(「自我の覚醒」「名誉心が強く、他からの権威に服従するを厭う」「反抗的である」「自己解放的である」「冒険的である」「抽象的に思考する」「思考に論理性をもつ」「空想的である」「批判性が強い」「懐疑的で自尊心をもつ」「感覚が敏感になる」「感情的である」「感情が否定的である」「社交性、集団性がある」「性の覚醒」の15点)が、挙げられている(50-52頁)。さらに、「問題児」の場合、「一般普通児よりも偏奇が著しく現はれて来るか、又は発達上何処かに欠陥がある。」と、次頁の表[2]の通り、「特殊性格型」を示すが、この「特殊性格型」は、「教育の力で又環境の配在で変容される」とし、「適切な補導と環境の適切な処置」のため、その対応方策もまとめている(135-136頁)。そして、これは、当時の社会心理学・児童心理学・児童精神病学・臨床心理学で示されていた内容を含んでおり<sup>41</sup>、前述の学問的研究に基づく特性理解を体現したものと言える。

一方、国家地方警察関係者の館野刑事部長も1954年資料のなかで、(イ)生理的变化、(ロ)思想的变化、(ハ)心理的变化、から「少年の特異性」を分析している。(イ)は、思春期を「異性に好奇心を持ち性的悪戯をしたり、恋愛に溺れたりする年齢時」とし、「女の月経時には性格に異常を来し、怒り易くなつたり、物欲を抑え切れず万引等をする者があるように、こうした少年期にも異常な性格を呈するものである」とし、(ロ)は、「思想的にもようやく自我に目覚め、劣等感から親や先生等の意見に反抗的となつたり、自説を通そうとする傾向が強くなると共に、一面思想や意思が定まらず、不安定感に迷い悩むことが多く、他に誘引されたり、自暴自棄に陥つたり、孤独感に襲われたりするものである。」、(ハ)は、「心理的には衝動性が強

くなり、冷静を欠き、感情的に走り易く、純理性が勝つて、現実を忘れ理想に熱中すると共に、模倣性に富み、好奇心に駆られ、流行を追うのである。憤怒や公憤からくる暴行傷害等の粗暴犯、虚栄心や出来心からくる窃盗、群集性や模倣性からくる集団犯罪などの多いのも、こうした心理的变化に基くものなのである。」とする(54-55頁)。また、少年に限ったものではないが、「学説上からみた原因」として「素質面」から「身体的欠陥や精神的障害があつたりすると、不良化したり、犯罪の誘惑に欺けたりする危険性が多くなる」ことも示している(51頁)。

## (2) 少年非行対応にあたっての配慮の様相

警視庁では、1947年9月に、前田憲司刑事部青少年課第一係長が「青少年の補導状況」(『自警』第29巻第9号)と題して少年補導の様子を紹介し、「青少年相談」の項目では、「相談受理に際しては、努めて秘密を守り、取扱ひも親切にし、(中略)その家庭に即応したやうな補導相談を行う」こと(19頁)、また「街頭補導」の項目では、「青少年補導の要諦は、被補導者に威嚇を加へざることを先づ念頭に置くべきであつて、(中略)不良行為者を発見の際は、現場に於て通行人に知られざるよう、つとめて懇切に訓戒し反省せしめ、不必要な強制は加へないよう、自発的に開眼作用を行つている。」(21頁)と、1)秘密保持に留意すること、2)親切な対応に努めること、3)家庭に即応した補導相談を行うこと、4)威嚇しないこと、5)不必要な強制を加えないこと、6)自省を促すこと、が示されている。本内容は、少年第二課がまとめた「補導に携わる者の心得」に、次の通り、引き継がれている。「1崇高なる使命に徹すること」「2忍びざる心を拡充すること」「3法令規則に精通してその精神を把握して実現に努力すること」「4少年に親しまれる様心掛ること」「5尊敬と信頼を失はさないよう自戒垂範すること」「6常に新たなる創意と工夫に努めること」「7少年の心理を把握すること」「8少年の誇を尊重せよ」「9苟且にも威迫威嚇を避けること」「10言葉づかいを慎むこと」「11根気と熱意と努力を傾けること」「12秘密保持に留意すること」「13新たなる児童観を確立し、児童の自発活動を喚び起させること」である(1948年資料・116-117頁)。「1」の「崇高なる使命」は、「再建日本の基盤である青少年を文化国家に相応しい清新澆刺とした正常健全な方向に補導育成すること」であり、「2」の「忍びざる心」とは、「幼い子供が井戸の中に陥ちそうになっているを見れば誰でも憐みを感じて直に之を救う」もので、そこには「真情の発露」があるとす

表〔2〕 警視庁保安少年部少年第二課が整理する「問題児」の「特殊性格型」とその対応方策

<p>発揚 (放逸) 性</p>	<p>□内容：(前略) 落ち着きなく注意は散漫，我が強くて気儘勝手に自分に逆つたりすると一寸のことに怒るし喧嘩が早い。(後略)</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 良い環境内におけば順調に矯めてゆくことが出来る</p> <p>ロ あまり圧迫し抑えつけることなく節度ある厳格さで対応する</p> <p>ハ 淡白とか義侠とかの表はれであるから，これに対しては賞揚して，何か責任をもたす役割を与えるように工夫すること。</p> <p>ニ グループを作つて他を圧迫することがあるから注意しなければならない。</p> <p>ホ 学習上では深く考えることをしないから量よりも質に重きを置き，よく考えさせるようと指導することが大切である。</p>
<p>意志 不定性</p>	<p>□内容：自分の気に入つたことは何の考えもなく実行に移す。(中略) 興味と倦怠とが速かに交替し一つに熱中することはない。(後略)</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 一貫性，持久性を養い習慣づけるようにする。(後略)</p> <p>ロ 暗示性，雷同性が強いから刺戟や誘惑の機会を作らぬように留意すること。</p> <p>ハ 映画や旅行からすぐ気をひかれフラフラ飛出すこともあるから，なるべく遠ざけるようにすること。</p>
<p>懦弱 性</p>	<p>□内容：(前略) 消極的で無気力で行き当たりばつたりで締りがなく放縱な生活に陥りやすい。</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 強制的に作業を与えて訓練し意志を強く指導するようにし其の場合絶えず賞賛と鞭撻とを与えること。</p> <p>ロ (前略) 根気よく不断の監視と鞭撻をくりかえし，名誉心の開発を特に計つて自分というものの価値を見出すように指導すること。</p>
<p>衝動 性</p>	<p>□内容：意志発動が極めて衝動的である。(中略) 行動する本人もその行動したことの動機とか目的をはつきり意識して居らず，唯何んとなく行動したというにすぎない。</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 心の閑のないほど強制的に作業させるとか勉強に専念させるようにする。</p> <p>ロ 興味の転向を図るようにする。</p> <p>ハ 新しい習慣を作るように指導する。</p>
<p>興奮 性</p>	<p>□内容：怒つばい型で，(中略)感情が粗野であるが然しその反面神経質的であるから感受性が強い。(後略)</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 甘やかさず時には断乎として叱責する。(後略)</p> <p>ロ 興奮している時にはどつと触れずにおく。(中略) あとで自らも後悔し自省する (中略) 其の時機を見計つて丁寧に柔和にいい聞かせるがよい。</p> <p>ハ 周囲の者は彼を刺戟するような言動を慎しみ，その発作の度を少なくするように心掛ける。</p> <p>ニ 静かな環境におくことが望ましい。(中略)宗教的な雰囲気の中に生活させることもよい結果をもたらす。</p> <p>ホ 刺戟の強い食物は絶対に与えず尚植物性の食を与えることも一助となる。</p>
<p>軽佻 性</p>	<p>□内容：(前略) うわすべりで物事を早合点し軽躁である。附和雷同で調子に乗り軽はずみである。(後略)</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ (前略) 責任を持たす事をやらせて責任と義務を体験させる。</p> <p>ロ 人に影響せられる性があるから善良な者と交友させるようにしなければならない。</p> <p>ハ 勉強もうわすべりであるから常に自重と自信を持たせるように努め，秩序正しい習慣を養うようにしなければならない。</p>

抑鬱性	<p>□内容：陰気で悲観的で気力がなく勇気もない。内気でいつも憂鬱な顔をしている。何をもさせても疲れ易く、又物事をむづかしく考えて心配になつて仕方がないという有様である。（後略）</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 野外でスポーツに親しむように仕向け朗らかな環境におくようにする。（後略）</p> <p>ロ 一寸した良いことでも賞賛と鼓舞を与え、自信を持たせるように仕向けること。</p> <p>ハ 然し無理な仕事や勉強を強いると又却つて抑鬱の傾向を増す虞があるから、程よく適度に導くことが肝要である。</p>
繊弱性	<p>□内容：感情は非常に過敏で刺激性であるが内に劣等感があるので情意の働きが繊弱で物事を気にする性で小心で決断力に乏しく、（中略）知らず識らずに引づられる（中略）好き嫌いも甚だしく、短気で怒り易く又自分が何かしようとする事が出来ないとすぐシヨゲて終う。（後略）</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ（前略）自分の力に自信を持たせるように導くこと。</p> <p>ロ 長閑な明朗な環境において気持を大きく朗かに、小事に屈託しないように仕向ける。</p> <p>ハ 規律正しい生活と運動によつて、身体の強化をはかり身心の調和した発達を期するようにする。</p>
顕示性	<p>□内容：自分というものを他人に対して顕わし示そうとする。其故自我が強くと、時には其のため嘘言をついたり或は虚飾的な言動をして外見を飾ろうとする。（中略）自分の思うようになれば増長するし、反対に思うようにならぬと怨み妬み、泣き喚くなど手のつけようがない。（後略）</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ あまり気儘な要求をした時は相手にせず放つておくがよい。</p> <p>ロ 体言壮語したり、自己を偽る言動に出た時は、それを一々取上げてはならぬ。（後略）</p> <p>ハ 心の奥底までもよく見抜いてやつて唯失望させるだけでなく他に転向させるように仕向けて間違つた自分を自然に覚らせるようにする。</p>
偏執性	<p>□内容：一つのことに執着し他を顧みず一途に一事に没頭する傾向が強い。（後略）</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 温情を以て而も他面に厳肅な正義の態度を持つて相手を信服させることが第一である。（後略）</p> <p>ロ 集団的な競技や遊戯に加わらせて協同と協調心とを養うように仕向ける。</p>
自我強力性	<p>□内容：（前略）支配欲が盛んである。（中略）自分の思つたことは何処までも押し通す。</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 偏執や顕示性のように物事に深くこだわらないで淡泊なところがあるからこの点を利用して伸ばしてやる。</p> <p>ロ（前略）共同作業、団体遊戯等によつて支配欲と共に従順性の必要も体験させること。</p>
自我柔軟性	<p>□内容：自我感情が非常に弱く、他人の言うなりになる。（後略）</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ（前略）どこまでも自信と自尊心を起させなければならぬ。</p> <p>ロ 賞賛と激動を与えて徐々に自我の確立をはかつて自分というものを認めさせるように仕向けなければならぬ。</p>
乖離性	<p>□内容：不可解な人格をもつている者で一種の分裂病のような矛盾した傾向を多分に持つている。（中略）何か気に入らぬと粗暴な振舞をする。同情心もなく非社会的非道徳的でなかなか指導しにくい。</p> <p>□対応方策：</p> <p>イ 周囲に対して令情な性質であるから説得してもこらしめても、効果がないから、明朗な環境においてやるようにし、戸外生活を多くし身体の強健をはかる。</p> <p>ロ 他の者と一緒に遊戯運動をさせて協同心と規律的習慣を養う。</p> <p>ハ（前略）表面だけを見て安心してはならない。</p> <p>ニ 訓戒するにしても、自負心が強いから直接にその言動を非難批評せずむしろ周囲の彼に利害関係ある事柄から始めるようにして自然に覚らせるようにする。</p>

（警視庁保安少年部少年第二課『少年の補導』警視庁保安少年部少年第二課、1948年、135-140頁より引用。）

「3」は、法令規則を「研鑽精通」とともに「常に教育者宗教家的心構を養う」ことによって「時局を誤ることなく」、さらに、「非違の矯正に急なるよりも、その個有の美点と長所を発見伸長に意を用ひ、彼等に指標を与うる」ことを求めている。「6」は、「創意と工夫に努める」ため、「少年の现实生活について理解を深め思索」することが必要であるとし、「7」では、子どもの「特有と心理をよく把握し理解してこそ納得の行く合理的な補導が出来る」としている。また、「9」は、「少年は極めて感受性が強く」かつ「物事を深刻に考える場合が多い」ため、「情理を盡した納得のゆく」補導に努めるべきとし、「10」は、「野卑粗暴の言動」を「絶対に慎しむ」、「優しく親切と情理をつくして補導すべき」とする。「12」は、「少年の将来を考慮し彼等の名誉と信用を厚く重んじ」るからそのものである。そして、この補導方針は、1950年4月「少年補導及び相談取扱規程（案）」（警視庁訓令、以下、1950年規程案）<sup>42</sup>に次の通り、まとめられる。

（基本的人権の尊重）第六条 少年の補導及び相談に際しては、被補導者の基本的人権を尊重すると共に、少年の精神的肉体的特殊性を深く理解し愛情を以てことにあたることを信条としなければならない。

（心構）第七条

- ①、少年の補導及び相談に際しては、補導者の服装態度はもとより言動には特に注意し被補導者より進んで事を打明けられるように努めなければならない。
- ②、補導及び相談事項取扱中知得した事項については秘密を厳守して関係者の名誉、信用、社会的地位等をき損しないように注意しなければならない。
- ③、補導者は常に関係法令の研究及び被補導者の処遇上必要なる少年の心理及び精神衛生等に関する智識と常識の涵養に努めて自信ある指示指導、訓戒、継続補導等を行い関係者はもとより一般民衆の信頼にこたえなければならない。
- ④、被補導者に対しては懇切丁寧を旨とし理解と愛情を基とした肉親の態度で接しその心髄に触れあらゆる角度から、その自主的な反省を促し漸次非行の矯正補導にあたらなければならない。
- ⑤、少年の補導及び相談事項については、本人の氏名又は本人であることを推知されるような方法で記事若しくは写真を新聞紙その他の出版物に掲載させてはならない。

（街頭補導の心構）第十六条 街頭補導を実施する場合は特に「街頭補導即職務質問なり」との観念を捨てて

あくまでも少年の特殊性と名誉を重んじその少年の為に街頭におけるよき指導者となり、又相談相手となつてこれを愛護し善導するという親身の愛情こそ最も肝要である。

1950年規程案では、まず「被補導者の基本的人権を尊重する」ことが明記され、さらに、「少年の精神的肉体的特殊性を深く理解し」、「愛情を以てことにあたること」が信条として規定されている（第六条）。そして、基本的人権の尊重および少年の特殊性を理解するため、「智識と常識の涵養」に努めること（第七条③）が定められ、対応にあたる態度としては、「補導者の服装態度はもとより言動には特に注意」すること（第七条①）並びに「懇切丁寧を旨とし理解と愛情を基とした肉親の態度」（第七条④）が規定されている。また、少年とその関係者の「名誉、信用、社会的地位等をき損しない」よう秘密の厳守が定められている（第七条②と⑤）。また、本規程案は、第五条（補導の義務）より「すべて其の所属、係の如何を問わず」とあり、全警察職員を対象としている。

また、1950年4月には、犯罪捜査規範（国家公安委員会規則第4号）も制定され、第十四章に「少年に関する特則」が設けられた。捜査にあたっては、少年に対し「少年法の精神に則り、少年の健全な育成を期し、温情と理解とをもつて」対応にあたること（第三百七十一条）、少年の「特性を鑑み、且つ、将来を考慮し」、少年の「心情を傷つけないよう」努めること（第三百七十二条）、報道上の注意として秘密の厳守（第三百七十五条）、が規定されている。そして、同年8月には、犯罪捜査規範を具体化し、「問題少年の補導に関する警察官の心構、方法、手続その他必要事項を明確にするため」<sup>43</sup>、国家地方警察本部刑事部防犯課が「問題少年補導要領」を策定している。本要領では、第六条に「補導の適否は少年の将来を左右するものがある」ため、「愛の精神をもつて少年の更生に熱意」を尽くすこと（一号）、「少年の心理、生理、行動、社会現象等その特性に対する理解を深め、且つ円満な良識をもつてあたらなければならない」こと（二号）、「反省と陶冶によって人格を養い特に言語、態度に留意」することによって、少年と保護者からの「尊敬と信頼を得よう」努めること（三号）、積極的に「少年の美点と長所」を発見するよう努め、「希望を与えるようにしなければならない」こと（四号）、「少年の将来を考慮し、特に秘密の保持に努めなければならない」こと（五号）、「少年並びに保護者その他関係者の意向を尊重するよう留意」すること（六号）が規定されている。

さらに、「報道上の注意」として当該少年を「推知せしめるようなことをしてはならない」（第十条）や「任意捜査上の注意」として「一、呼出若しくは同行を行うにあつては、保護者又はこれに代るべき者に連絡すること。」「二、学校、職場等よりの直接呼出又は同行はなるべく避けること。但しやむを得ない場合は、教師、雇主等に連絡の上行うように留意すること。」「三、少年の被疑者の呼出、又は同行に際しては、私服を着用して近隣、交友の耳目を避ける等少年の心情を傷けないようにすること。」（第十四条）、また、「取調上の注意」として「取調官の態度が少年に重大な影響を与える」ため、「第七条に規定する補導の心構えを失わないようにする」ことが確認されている（第十六条）。

以上の通り、警察では、少年の特性と生活実態、法令規則に精通することによって、時機に適切にかつ少年とその関係者を尊重する態度をもちながら、少年自身が納得のいく補導を行うこと、さらに、少年の将来・名誉・信用を重んじるため、秘密保持に留意することを定めている。また、1950年規程案においては、「被補導者の基本的人権を尊重する」ことが第六条に規定され、警視庁では、対応にあたって人権の尊重が特に意識されていたと言える。しかし、実態としては、1949年当時、警察による人権侵害が警察機構全体に見られ、人権擁護局第一課長を務めた関之は、「治安の維持と人権擁護の見地から、警察官の素質向上の必要が考えさせられる。」と指摘している<sup>44</sup>。そして、少年警察活動でも学校との連携の場面において「経験上面白くない事例をあげれば、警察が、学校に出掛けていつて義務教育授業中の生徒を、教師を経由することなく取調べのため呼出すとか、不用意にも関係事件の学校名を新聞等に発表して、これと全く無関係の多数の童心を傷くとか」（1951年資料・161-162頁）と、1950年規程案に反する対応事例が取り上げられ、さらに、国家地方警察愛知県本部刑事部防犯統計課『少年警察執務資料第六号学校と警察との連絡の緊密化について』（1953年7月）では、「1.警察が学生生徒の取調を行うにあたり、学校当局に何らの連絡がなかつた。2.警察の取り扱った少年事件を新聞に公表したため、少年の爾後の教育に支障を来した。3.少年事件の捜査に当り、授業中の児童に同行を求めると非常に非常識な行為があつた。」（2頁）こと、さらに、1954年資料でも「授業中の非行生徒を、先生の手を経ずに、取調べのために呼び出したり、不用意に関係事件の学校名を新聞に発表したりする」（204頁）と、犯罪捜査規範・問題少年補導要領に反する対応があったことが反省的に報告されている。

このような状況に対し、1949年通達では、「少年問題対策は、複雑多岐にわたり、殊に少年事件の処理は特別の知識経験を要するものである」との認識と「従来この点に関する警察関係職員の実質的教養訓練に欠ける処があつた」という反省から「教養訓練の充実徹底を期すること」が確認されている。さらに、1951年資料では、補導にあたり「警察官自身が、人間味豊かな人格の涵養に努めると共に、少年心理学乃至教育学、精神知能の鑑別等に関する基本的な線を十分把握して、科学的合理性を仕事の上に反映せしむることが、即ち少年の幸福を齎すものと覚ることであろう。」（203-204頁）と、「少年の幸福」のため、警察官の人格涵養と学問的知見の把握およびその実践を求めるとともに、継続補導における「警察官一人当りの受持ち数」を「平均して十名程度が限度であろう」（203頁）と、対応にあたっての人員配置の基準も示されている。

## おわりに

戦後から1954年の警察法改正前までの時期において、少年警察が考えていた少年非行への対応方針は、（1）非行の原因として環境に重きを置いていたこと、（2）学問的研究に基づくアプローチを重視していたこと、（3）少年の人権を尊重する視点を有していたこと、の3点をその特質として指摘できる。

（1）について、少年警察は、戦後から一貫して非行を少年の素質ではなく、少年を取り巻く環境によるところが大きいとする立場をとり、警視庁関係者からは、家庭・学校・社会のそれぞれにおいて支援や条件整備の必要性が強調されてきた。家庭では、愛情の欠如や養育方法を批判しながらも背景には家庭自体が極めて不利な社会的経済状態であったことが警視庁および国家地方警察関係者の共通認識として確認でき、警視庁関係者からは、家庭への保護措置の必要性も示されている。学校では、警視庁関係者から経費の面で抜本的な対策を講じ、学校環境の改善が急務であると指摘される一方、学校が少年非行対応へ消極的であることも批判され、少年の生活実態の把握と積極的な教育的働きかけが求められている。さらに、教育内容の不十分さに関して、性教育の不熟さと修身教育の欠如が指摘されている。前者は、警視庁関係者による指摘で、生理学・社会学的側面からの性教育を成長段階に応じて実施する必要性が示され、教育的示唆を含むものである。ただし、後者は、警視庁と国家地方警察関係者から指摘され、また、国家地方警察関係者による教職員の政治的活動に対する批判および社会の原因のなかで両警察関係者から示される人権や自由主義思想の行

き過ぎとあわせ、人権侵害性への注意が必要である。他にも社会の原因では、警視庁関係者から戦争による教育的空白と社会経済状態の貧困化が非行原因の一つとして示され、さらに、両警察関係者から頹廃的な利益追求一本の社会環境として盛場や出版物などへの批判もなされている。また、警視庁関係者は、職場の少年に対する理解不足や職業補導の不十分さを挙げており、これは、関係機関の未整備状況ともあわせ、予算を講じて環境改善を図る重要性が指摘されている。さらに、警視庁と国家地方警察関係者の認識として地域的環境における遊び場と緑の不足が健全な心身の育成を阻害することが示されている。

(2)に関して、少年警察では、少年の特性理解と対応方策を講ずるにあたって、学問的研究に基づくアプローチが重視されている。実際に、この観点から少年第二課では、少年の特性を踏まえた対応方策が注意点とともにまとめられ、このなかには、「問題児」の場合に多いとされる「特殊性格型」に対しても「教育の力で又環境の配在で変容される」という考えから「適切な補導と環境の適切な処置」のために必要な方策が示されている。さらに、警視庁の1950年規程案と国家地方警察の問題少年補導要領には、全警察官に対し、学問的見地から少年の特性理解を深め、対応にあたる必要があると規定されている。

(3)について、少年警察は、少年の健全育成のため、少年の特性と生活実態とともに法令規則に精通することによって、時機に適切にかつ少年とその関係者を尊重する態度をもちながら、少年自身が納得のいく補導を行うことができるとし、さらに、少年の将来・名誉・信用を重んじ、秘密保持に留意する必要性も示している。そして、これらの点は、規程・規範・要領という形で警察組織全体に確認されている。また、1950年規程案においては、「被補導者の基本的人権を尊重する」ことが第六条に明記され、警視庁では、特に対応にあたって少年の人権尊重が意識されていたと言える。しかし、実態としては、学校との連携の場面で、1950年規程案・犯罪捜査規範・問題少年補導要領に反する事例が警視庁および国家地方警察の実務資料のなかで反省的に示されており、1949年通達では、教養訓練の充実徹底が求められているのである。

今後の課題としては、拡大志向性の沿革を辿りながら、以上3点の特質がどのように変容していくのかを明らかにすることである。

## 〔注〕

<sup>1</sup> 警察庁「治安上の課題2011～安全で安心して暮らせ

る社会をめざして～」4頁。

<sup>2</sup> 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会『全少協少年研究叢書25 少年問題シンポジウム 次代を担う少年の育成のために 少年に手を差し伸べる立ち直り支援』(公益社団法人全国少年警察ボランティア協会、2014年)8頁。

<sup>3</sup> IとIIは、大出良知「少年警察の動向と少年の人権」(『法学セミナー増刊 少年非行シリーズ [新・権利のための闘争]』1984年)127-130頁に整理され、Iは、少年非行が政治・経済・社会・教育的背景をもつため、警察権限の拡大強化では解決できないこと、IIは、人的・組織的整備が不十分なまま活動が推進され、また、未然防止活動に重点が置かれることで、一般少年などに対しても人権侵害の危険性が増すことを示す。IIIは、澤登俊雄『少年法入門 [第5版]』(有斐閣、2011年)82-83頁より、少年警察活動が広範囲にわたりさまざまな干渉・介入を前提とするため基本法制定の必要性が指摘されている。

<sup>4</sup> 赤羽忠之「少年警察活動の歴史・現状とその問題点—関係諸機関の正しい協力関係の樹立のために—」『生活指導研究』第3号、1986年、128-147頁。

<sup>5</sup> 宮崎清文「少年警察に関する一考察(三・完)」『警察研究』第22巻第10号、1951年、56-57頁(以下、10月論文)。同趣旨の指摘は、林康平「少年警察の推移—その発展的考察」(『警察研究』第27巻第6号)19-21頁、平野龍一編『講座「少年保護」第3巻』(大成出版社、1983年)301頁、亀山継夫・赤木孝志『少年法および少年警察(増補)』(令文社、1984年)110-111頁などにも見られる。

<sup>6</sup> 坂野愛実「学校と警察の連携における特質—戦後から1954年の警察法改正前までの少年警察活動に着目して」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第68巻第1号、2021年、69-79頁。

<sup>7</sup> 赤羽、前掲書、133頁。

<sup>8</sup> 平野、前掲書、295頁。

<sup>9</sup> 本稿が対象とする少年非行は、国家地方警察本部刑事部防犯課が策定した「問題少年補導要領」(1950年8月)の第2条に規定される「問題少年」、具体的には、「二十歳未満(昭和二十五年十二月三十一日迄は十八歳未満)の者」で、「一、犯罪少年」「二、触法少年」「三、虞犯少年」および「四、その他の要保護少年」の「(イ)前各号に該当しない少年であつて不良行為をなし、又はなす虞のある少年。」による行為である。例えば、東京警視庁保安少年部少年第二課は、『少年の補導』(同課、1948年)187-199頁のなかで、1947年度統計の「青少年犯罪並不良行為者の

- 行為」として「刑法犯」は、「殺人」「放火」「強盗」「強盗殺傷人」「強姦」「窃盗」「恐喝」「詐欺」「横領」「暴行傷害」「傷害致死」「賭博」「猥褻」「贓品牙保放買」「其の他」の15項目、「不良行為」は、「戎器兇器携帯保持」「進駐車物品買者」「偽学生」「喧嘩口論」「泥酔暴行」「喫煙飲酒」「家出浮浪」「生業なく盛場徘徊」「生業なく（怠業不良）不良個所出入」「怠学不良個所出入」「家財持出金銭濫費」「婦女に追隨悪戯」「密会」「売淫者」「闇行為」「其の他」の16項目を示している。
- <sup>10</sup> 館野覚治『問題少年—犯罪と補導—』（警察新報社、1954年）251頁。
- <sup>11</sup> 内藤文偵『児童・青少年法講座 第三巻 司法と警察』（新評論社、1955年）247頁。また、林は、両期の特徴を「その運営の面については発足期の華やかな方向と深化期の沈潜在的な方向との間に、またその中心たる少年補導の面についても発足期の指導愛育の方向と深化期の事件処理的な方向との間に、混迷することになった。」（253頁）と、説明する。
- <sup>12</sup> 警察法（1947年12月17日公布・法律第196号）、警察官等職務執行法（1948年7月12日公布・法律第136号）、児童福祉法（1947年12月12日公布・法律第164号）、少年法（1948年7月15日公布・法律第168号）、少年院法（1948年7月15日公布・法律第169号）、犯罪者予防更生法（1949年5月31日公布・法律第142号）などである。
- <sup>13</sup> 林、前掲論文、19頁。
- <sup>14</sup> 武藤勇「犯罪少年の取締と指導」『自警』第30巻第6号、1948年、30頁。
- <sup>15</sup> 宮崎清文「少年警察に関する一考察（二）」『警察研究』第22巻第9号、1951年、12頁（以下、9月論文）。
- <sup>16</sup> 宮崎清文「少年警察に関する一考察（一）」『警察研究』第22巻第5号、1951年、22-23頁（以下、5月論文）。
- <sup>17</sup> 宮崎、前掲9月論文、19頁。また、宮崎は、少年処遇機関を児童福祉法に基づく児童福祉施設や少年法による少年保護鑑別所や少年院などに加え、「積極的に少年を保護育成し、これを善導することを直接の目的とする機関、例えば学校、社会隣保施設、公私の青少年諸団体等」も「当然に含まれる」と「広義」に捉えている（前掲10月論文・53-54頁）。
- <sup>18</sup> 警視庁編さん委員会編『警視庁史 昭和申編上』警視庁史編さん委員会、1978年、126-127頁。
- <sup>19</sup> 山本は交通第一課長であるが、「私の一年有余の警視庁における少年警察に従った体験からして、これだけは、少年警察の常識として、総ての警察官が、知つておいて貰いたいと思う事柄を書いてみた。」（1-2頁）と、少年警察関係者として本書を執筆している。
- <sup>20</sup> 本通達は、少年自身の力に立ち直りを任せる政府の自由放任的姿勢を改め、政府各機関の連絡協調を期し、少年の社会的実態に対応した積極的な施策の実施を確認する第5回国会の衆議院本会議「青少年犯罪防止に関する決議」（1949年4月14日）と参議院本会議「青少年の不良化防止に関する決議」（同年5月20日）を契機に発出された。
- <sup>21</sup> 国民の声とは、総理府国立世論調査所「警察官の教養に関する世論調査」（1951年9月実施）の結果を踏まえたものである。
- <sup>22</sup> 国島文彦「少年犯罪と警察」『法律のひろば』1951年2月、24頁。
- <sup>23</sup> 国島、同上論文、25頁。
- <sup>24</sup> 高柳勝二防犯部少年課長は、「少年問題と環境について」（『自警』第34巻第12号、1952年）のなかで、少年非行の原因を「戦後少年をとり巻く大人たちのつくつた環境が餘りにも汚れており悪に満ちたものであつて、純真無垢な少年が不知不識の間に汚染して、いわゆる問題少年となつて我々の手にかゝつてきたのだと確信する」（106頁）とする。
- <sup>25</sup> 宮地直邦国家地方警察本部防犯課長は、「少年問題は家庭の、又学校の問題であり、更に児童福祉、司法行政等広く社会総合施策の問題」（1951年資料・6頁）とし、また、館野刑事部長は、「犯罪は環境の産物といわれている如く、犯罪と環境とは密接不可分の関係にある。就中少年の犯罪は環境的なものが多い。」（1954年資料・55頁）とする。
- <sup>26</sup> 高柳、前掲論文、107頁。
- <sup>27</sup> 1951年資料は「無責任にして利己的な、愛情のない家庭」（32頁）や「少年の性に対する関心度について、両親が、無知であること。両親の性生活の度のすぎた解放性、或いは乱雑な性倫理の実践」（183-184頁）、高柳防犯部少年課長は「家庭の不和、親の品行、子供に対する放任、無理解、極端な厳格さ、溺愛等」（高柳、前掲論文、107頁）、1954年資料は「片親や両親の死亡、別居や離婚等の欠損家庭、継父母の家庭、極度に貧困な家庭、親兄弟の悪徳無規律な家庭等より、不良少年乃至犯罪少年が多く発生する」（57頁）や「親の性生活が子供に異常な刺激を与えた」（184頁）と指摘する。
- <sup>28</sup> 詳しくは、次節第5項で見ていく。
- <sup>29</sup> 高柳、前掲論文、107頁。
- <sup>30</sup> 1951年資料より、全体における「十五才未満」の比

率が「不純異性交友」では1948年3%、1949年19%、1950年26%、「性犯罪」では1948年23%・1949年26%・1950年28%と、なっている（185-187頁）。

- <sup>31</sup> 1949年1月28日に文部省社会教育局長より「純潔教育基本要項」（文部省純潔教育委員会策定）が出されており、そのなかでは「純潔教育の目標」として「正しい性科学知識を普及し、性道徳の高揚を図ること」が示されているが、「純潔教育の担当者」の「教育者」項目では、関連科目が列挙されているだけで、「思春期から青年時代にわたって科学的、専門的に正しく教育するためには、特に性教育に造詣の深い医師、看護婦がきわめて適任である」と、科学的知識の普及は「医師」項目に提示されている。
- <sup>32</sup> 津久井萬太郎「青少年問題と少年警察」『自警』第34巻第4号、1952年、101頁。
- <sup>33</sup> 廣中俊雄『日本の警察 [増訂版]』東京大学出版会、1962年、204-206頁、212-216頁。
- <sup>34</sup> 津久井、同上論文、100頁。
- <sup>35</sup> 前章第2節で示した以外にも、国家地方警察本部刑事部防犯課「問題少年補導要領」（1950年8月）第7条「問題少年の補導については、関係各機関団体が密接な連絡を保ち総合的に運営されなければならないから、警察においても常にこれらの各機関との連絡協調に努めなければならない」や1952年通達の「四、民間団体との連絡協調」などがある。
- <sup>36</sup> 田中総監の「少年犯罪防止の施策は凡て総合的に実施されねばならぬ。お互いに連繋なく行われても全く意味を為さぬ。」（1948年資料、5頁）や館野刑事部長の「少年の犯罪化乃至不良化防止は、（中略）各機関相協力して総合的施策を検討樹立し、公私の関

係機関が有機的連繋を保ちつつ、その立場立場に応じて、その施策を強力に実施して、初めて実効を期しうるのである。」（1954年資料・220頁）など。

- <sup>37</sup> 高柳、前掲論文、108頁。
- <sup>38</sup> 少年第二課は、本調査を「都内小学校三学年より六学年に至る男児四二〇名、女児四一〇名、合計八三〇名につき無記名投票によつたものである。調査人員の小数である為め、児童の動きを結論づけることは少々無理であるかも知れないが、大体の傾向、動行、考え方などを窺うことは出来る。」（61頁）と説明している。
- <sup>39</sup> 1949年通達は「少年の精神的肉体的特殊性に鑑み」ることを求め、犯罪捜査規範第372条は「心情の考慮」として「（前略）その特性に鑑み、且つ、将来を考慮し、（中略）取調の際の言動に注意する等その心情を傷つけないように努めなければならない。」と規定し、「問題少年補導要領」第6条は「補導の心構」として少年への配慮事項をまとめている。
- <sup>40</sup> 武藤、前掲論文、31頁。
- <sup>41</sup> 牛島義友『青年の心理と指導』厚徳社、1949年、9-51頁や牛島義友『少年問題と科学』有斐閣、1951年、57-62頁など。
- <sup>42</sup> 宮崎の1951年5月論文、24頁には、1950年4月に全国の警察にさきがけて「東京警視庁少年補導及び相談取扱規程」が制定されたとあるが、本規程を入手できなかったため、長尾清成『少年警察の研究：実務本位』（警察時報社、1950年）205-215頁に資料として掲載されている「少年補導及び相談取扱規程（案）（警視庁訓令）」を本稿では、見ていく。
- <sup>43</sup> 国家地方警察本部「問題少年補導要領について」（1950年8月7日）。
- <sup>44</sup> 関之『人権擁護委員法釈義』（新警察社、1949年）79頁。



## Features on Measures to Correspondence Juvenile Delinquency of Police —Focusing on the Juvenile Police’s Action from after the War Ended to before the 1954 Amendment of the Police Act—

Manami BANNO\*

The purpose of this paper is to illustrate features on measures to correspondence juvenile delinquency of the juvenile police on the period from immediately after the war ended to just 1954 Amendment of the Police Act. The research concluded, about measures to correspondence juvenile delinquency, the juvenile police at that time perceived (1) the environment surrounding juvenile delinquents is the main causes of juvenile delinquency, (2) the approach based on academic research is important and (3) they needs a perspective that respected the juvenile’s human rights.

About (1), since the war ended, the juvenile police have consistently taken the position the cause of delinquency is largely due to the environment surrounding juvenile delinquents - family, school and society -, not the natures of them. And metropolitan police department officials have emphasized the need for support and improvement of conditions in each environment.

Regarding (2), the juvenile police emphasize the approach based on academic research in understanding the characteristics of juveniles and taking measures to deal with them. In fact, from this perspective, metropolitan police department’s juvenile division summarize strategies for dealing with juveniles based on their characteristics, along with cautions. Furthermore, proposed regulations of the metropolitan police department and guidelines for the national rural police ask all police officers to deepen their understanding of the characteristics of juveniles from an academic perspective in order to deal with them.

Finally, (3) is, for the sound development of juveniles, police officers should be familiar with the laws and regulations as well as the characteristics and living conditions of juveniles. By doing so, they will be able to provide guidance that is appropriate at the right time, respectful of the juvenile and the people involved, and acceptable to the juveniles themselves. furthermore, the juvenile police also indicate the need to respect the future, honor, and trust of the juvenile, and to be mindful of confidentiality. And this is confirmed throughout the police organization in the form of regulations, norms and procedures. However, in reality, there have been reports of cases that violate these rules, and the 1949 notice calls for the enhancement and thoroughness of liberal arts training.

---

\* Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

